

～ 退職者向け医療保険制度リーフレット～

どうなるの？

『退職後の医療保険制度』

退職（臨時講師、会計年度任用職員等の任期終了を含む）すると、その翌日に共済組合員資格を喪失します。

資格喪失後は再就職の有無やご自身の家族構成等から加入すべき医療保険制度を選択し、**ご自身で加入手続きを行っていただく必要があります**ので、退職後の医療保険制度と加入手続きをご案内させていただきます。

なお、75歳以上の方は退職後も引き続き後期高齢者制度の被保険者となりますので、加入手続きは不要です。



I. 退職後の医療保険制度について **【重要】**

1. 退職後の医療保険制度 概要図 ①

2. 再就職する場合に加入する医療保険制度 ②

3. 再就職しない場合加入する医療保険制度 ③

4. 加入すべき制度の決め方 ④

II. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1. 任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて ⑤

2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金） ⑥

3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴 ⑦

4. 令和7年度末退職者の任意継続組合員制度加入スケジュール ⑧～⑩

III. よくある質問事例（FAQ）

1. 再就職する場合 ⑪

2. 被扶養者になる場合 ⑫

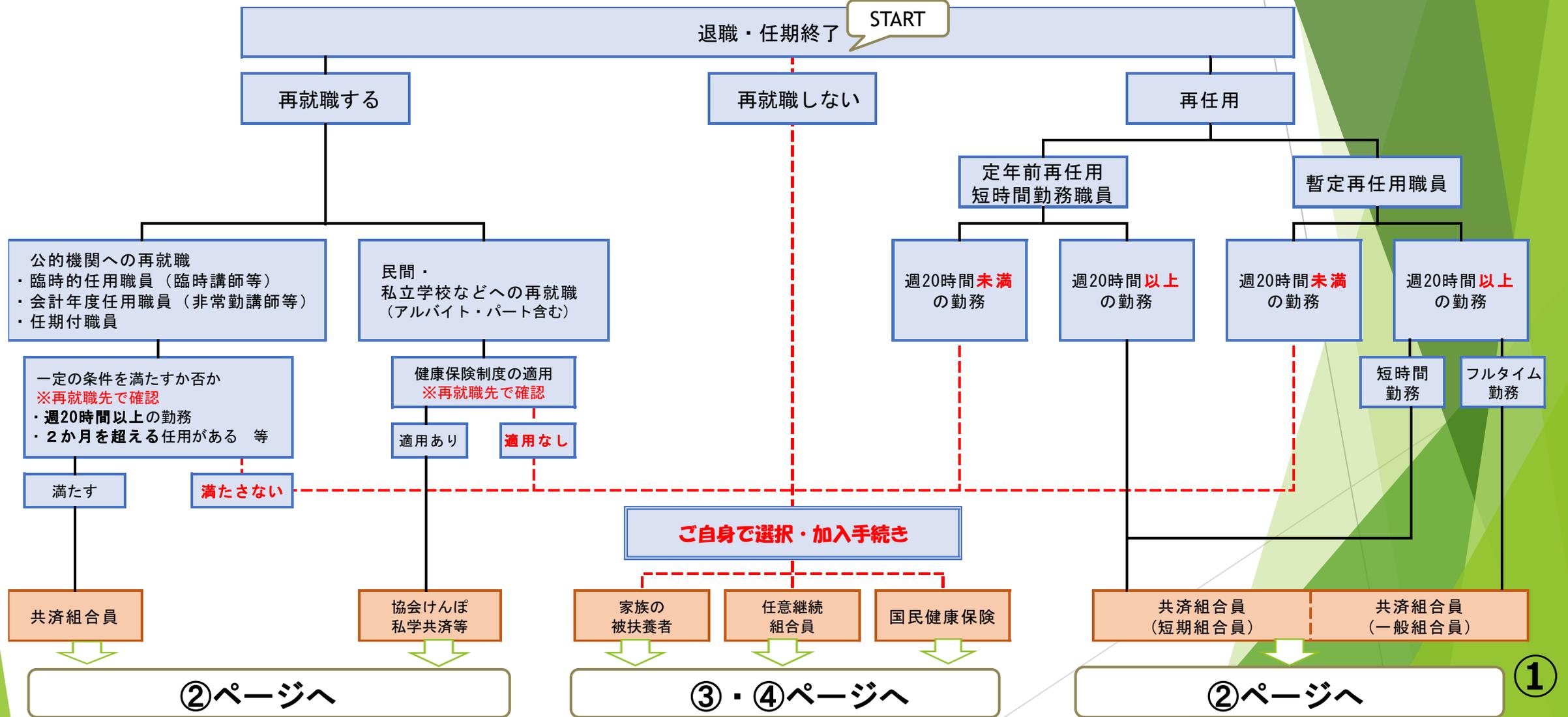
3. 任意継続組合員制度 ⑬

4. 夫婦ともに退職する場合 ⑭

I. 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度 概要図

退職後にご自身の就労状況や家族構成等により、次の医療保険制度に加入することになります。



2. 再就職する場合に加入する医療保険制度

再就職先の雇用条件を確認し、**健康保険制度の適用がある場合**は、新たな職場で健康保険制度への加入手続きを行います。（選択はできません。）

再就職するものの、**健康保険制度の適用がない場合**は、次の③ページ「3. 再就職しない場合に加する医療保険制度」をご覧ください。

主な再就職先の健康保険制度加入状況（参考）

再就職先	加入状況	手続き等
暫定再任用職員	【週20時間以上勤務の場合】 引き続き共済組合員	手続き不要
定年前再任用短時間勤務職員	（フルタイムは一般組合員・短時間は短期組合員）	
臨時的任用職員 （臨時講師等）	以下の条件をすべて満たす任用の場合は共済組合員	手続き不要。 ※退職日から数日後に任用される場合、その空白期間は次の③ページのいずれかに加入してください。
会計年度任用職員 （フルタイム・パートタイム）	〔 ・週20時間以上の勤務 ・2か月を超える任用がある 等 〕	
任期付職員 （フルタイム・パートタイム）	再就職先に必ず確認をしてください！！	
民間企業や私立学校等 （アルバイト・パート含む）	雇用条件によって異なる 再就職先に必ず確認をしてください！！	

3. 再就職しない場合に加する医療保険制度

退職後に**再就職をしない場合**は次の3つの公的医療保険制度のいずれかに加入することになります。

家族の被扶養者

保険料は無料ですが、被扶養者の要件を満たす必要があるため、家族が加入する勤務先または、健康保険組合に確認してください。

(収入限度額130万円未満や同居等。⑫ページ「よくある質問事例」を参照)

任意継続組合員

引き続き組合員期間が1年と1日以上が、退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金の納付を行った場合に加入することができます。(最長2年間)

国民健康保険

お住まいの市区町村の窓口で加入手続きを行います。保険料は加入する世帯や前年の所得などにより決まります。

4. 加入すべき制度の決め方

再就職しない または 再就職先で健康保険制度の適用がない場合



家族（配偶者や子など）が加入している健康保険組合の被扶養者に該当するか確認する。（⑫ページ「よくある質問事例」を参照）



被扶養者に該当しない

任意継続組合員（任継） か 国民健康保険（国保）かどちらかを選択

《選択する際の判断材料》

① 保険料（掛金）はいくらになるか

任意継続組合員制度の保険料は当支部ホームページで試算ができます。国民健康保険の保険料は居住地の市区町村役場や支所の窓口で試算を依頼してください。保険料が同程度の場合は、医療給付が手厚い任意継続組合員制度を選択することをお勧めします。

② 過去の退職者の傾向

退職後1年目は在職中の報酬が国民健康保険の保険料に反映され高額になるケースが多く、1年目は任意継続組合員を選択し、2年目から国民健康保険に変更される方が多いです。

Ⅱ．公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1．任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて

制度内容

退職後、最長2年間、引き続き医療給付（休業給付を除く）を受けることができます。
※ 健康保険制度のため、年金制度の適用はありません。

加入条件

次の①、②のすべての条件を満たすと、加入できます。

- ① 退職日の前日まで引き続き1年（**1年と1日**）以上組合員である。
- ② 「任意継続組合員申出書」を**退職の日から起算して20日以内**に共済組合に提出し、掛金を払い込む。

加入手続き

- ① 「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出
- ② 共済組合からご自宅に振込みの案内（掛金額、振込方法など）を送付
- ③ 振込期限（退職の日から起算して20日）までに任意継続掛金を振込む
- ④ 共済組合が入金確認後、加入通知をご自宅に送付

※ 令和7年度末退職者の加入スケジュールは⑧ページを参照

2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金）

1か月分の任意継続掛金の計算式

標準報酬月額		×	掛金率		=	1月分の掛金額（円未満切捨て）	
※1			短期掛金	93.20 / 1000			
			介護掛金 (40歳以上65歳未満)	15.76 / 1000			
or	上限 410,000 円		子ども・子育て支援金	2.30 / 1000			

※1 給与支給明細書の「標準報酬（短期・介護）」に記載された標準報酬月額を記載し、上限額の410,000円と比べて低い方に掛金率を乗じて1月分の掛金を算定してください。

※2 標準報酬月額の上限額と掛金率は年度により変更となる場合があります。

掛金の振込方法

掛金は毎月納める方法（各月納付）の他に、前納する方法があります。

- A 12か月前納（加入時に1年分を一括納入する）
- B 6か月前納（加入時に6か月分を、半年後に6か月分を納入する）
- C 各月納付（1か月分の掛金を毎月、前月の末日までに納入する）

《前納する掛金の計算方法》

滋賀支部ホームページの**こんなときガイド「退職するとき」**の「任意継続掛金試算シート（エクセル形式）」で試算ができます。



3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴

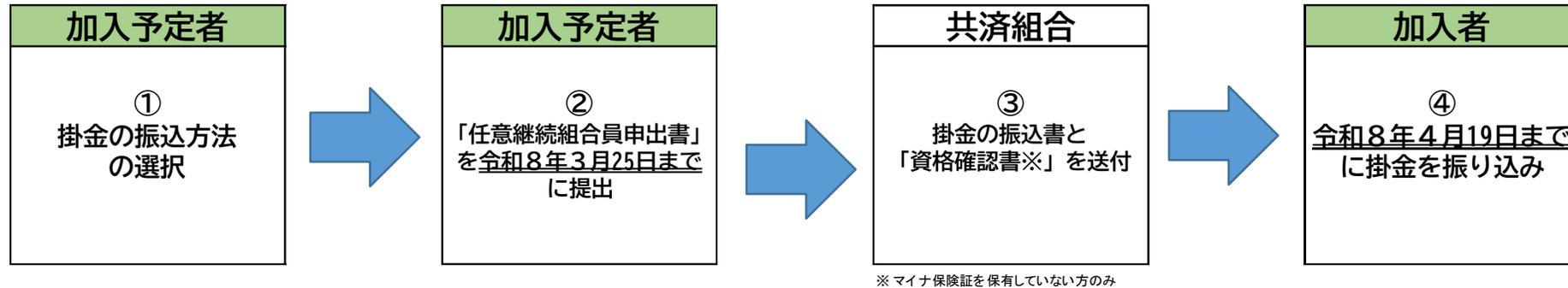
窓口での3割負担や高額療養費制度は他の医療保険制度と同様ですが、任意継続組合員制度は自己負担額（3割）が**25,000円を超える場合に、その超えた額を支給する独自の附加給付制度**があります。

給付事例（総医療費が100万円、窓口負担30万円の場合）

7割、70万円（共済組合負担）	3割、30万円		
	高額療養費	附加給付	自己負担
	212,570円	62,400円	25,030円

- 任意継続組合員の最終自己負担額 25,030円
- 他の医療保険制度の最終自己負担額 87,430円（制度や所得区分により異なります。）

4. 令和7年度末退職者の任意継続組合員制度加入スケジュール



①掛金の振込方法の選択

⇒ **「A 12か月前納」を検討してください。**

※例年、加入者のほとんどが「A 12か月前納」を選択

« 「A 12か月前納」のメリット »

- ① 1年間に振り込む掛金や振込手数料が安くなる。
- ② 掛金の振り込み忘れによる資格喪失を防ぐことができる。

☆ 任意継続組合員制度の加入途中で再就職する場合や被扶養者になる可能性がある方でも、加入した月を除き資格喪失月以降の未経過分の掛金は後日還付します。

②「任意継続組合員申出書」の提出

任意継続組合員制度への加入を決めている方は、**第一次提出期限令和8年3月25日(水)**までに「任意継続組合員申出書※」を共済組合に提出してください。

なお、申出書の**最終(法定)提出期限は令和8年4月17日(金)**です。3月26日(木)以降も受け付けますが、それ以降の手続きが遅れますので、加入を予定されている方はお早めに手続きしてください。

※滋賀支部ホームページの「退職するとき」に掲載しています。

《申出書の注意点》

認定を希望する被扶養者がいる場合

現職時から引き続き認定を希望する被扶養者や、新たに認定を希望する被扶養者がいる場合は、申出書の所定欄に該当者の氏名を記載してください。

新たに認定を希望する場合は、認定手続き書類の提出が必要となります。認定手続き書類のご案内は、申出書受付後にご自宅へ送付します。

また、退職時に認定している被扶養者で、4月以降は被扶養者としていない方の氏名は記載しないでください。記入のない被扶養者は令和8年4月1日で自動的に認定取消とします。

申出書提出後に、加入キャンセルをされる場合必ず共済組合まで連絡をお願いします。

申出書提出後に加入をキャンセルされる場合は、**掛金の振込前後にかかわらず、必ず**共済組合資格給付係(077-528-4554)まで電話連絡をお願いします。

③掛金の振込書と資格確認書の送付

共済組合で申出書を受付後、3月末頃から順次ご自宅にお振込額と振込口座を記載した通知を送付します。

その際、マイナ保険証を保有していない方には、任意継続組合員制度加入後に使用する「**資格確認書**」を合わせて送付します。

なお、マイナ保険証を保有されている方は、引き続きマイナ保険証を使用してください。

④掛金の振込

ご自宅に送付された振込書に記載の掛金を**振込期限の令和8年4月17日(金)まで**に滋賀銀行の指定口座に振込んでください。

また、掛金を振り込む場合は振込手数料負担が発生しますので、ネットバンキング等を利用し振込手数料負担が軽減される方法により振り込んでください。

掛金の入金を確認した後、ご自宅に加入通知を送付します。

《注意》

再就職される予定の方や家族の被扶養者になることを検討されている方は、任意継続組合員制度に加入することが確定するまで掛金を振り込まないでください。任意継続組合員制度の加入をキャンセルする場合は、必ず共済組合まで電話連絡をしてください。

Ⅲ. よくある質問事例 (FAQ)

1. 再就職する場合

Q1 退職後、再就職するまでに任用のない期間がある場合はどのような手続きが必要ですか。

A1 再就職するまでは、③ページ「再就職しない場合に加入する医療保険制度」のいずれかに加入手続きを行ってください。

★任意継続組合員資格を取得した日の属する月に再就職予定の方で、家族の被扶養者になれない方は以下を参考に加入手続きを行ってください。

・ **臨時的任用職員、会計年度任用職員等に再就職し共済組合員になる場合
(加入要件あり)**

→任意継続組合員制度の加入手続きを行ってください。
初月分の任意継続掛金は徴収しません。

・ **民間、私立学校等に再就職し共済組合以外の健康保険組合に加入する場合**

→国民健康保険の加入手続きを行ってください。
国民健康保険に加入した場合、月末時点で加入資格がなければ加入初月分の保険料は徴収されませんが、当共済組合の任意継続組合員制度に加入すると加入初月分の任意継続掛金と再就職先の健康保険料を二重で払っていただくこととなります。

2. 被扶養者になる場合

Q1 被扶養者の収入要件を教えてください。

A1 被扶養者の収入限度額は年額130万円（※）未満です。公立学校共済組合では退職後の1年間の収入見込みが限度額以内であれば認定できますが、他の健康保険組合では1月から12月の1年間とする場合がありますので、**家族が加入する健康保険組合に確認してください。**

また、非課税所得（遺族年金、障害年金、通勤手当等）や、個人年金も収入とみなしますので、退職後のご自身の収入をしっかりと把握してから、家族が加入する健康保険組合に確認してください。

※ 認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する方は「180万円」、19歳に到達する年の1月1日から22歳の到達する年の12月31日までの方（配偶者を除く）は「150万円」になります。

Q2 別居している家族の被扶養者になる場合、要件はありますか。

A2 退職後、別居する子どもや両親の被扶養者になることも可能ですが、別居している家族との生計維持関係を証明する必要があります。当共済組合の判断基準は組合員が被扶養者の総収入の半分以上の生活費の送金を行っているか否かで判断します。

例) 年間総収入見込額が80万円の場合は40万円以上の生活費の送金を受け取る必要あり。

3. 任意継続組合員制度

Q1 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間だけ臨時講師として勤務した場合、任意継続組合員になれますか。

A1 加入できません。引き続き組合員期間が1年と1日以上必要です。ただし、正規職員を退職後引き続き臨時講師として任用されていた場合など、引き続き組合員期間が1年と1日以上ある場合は加入することができます。なお、ご自身の組合員期間がわからない、不安な方は共済組合まで連絡してください。

Q2 掛金額が在職中より高額になるのはなぜですか。

A2 在職中の保険料は労使折半のため、半分を雇用主が負担していたからです。

Q3 掛金を12か月前納した後に就職することになった場合、掛金は返金されますか。

A3 就職した月から未経過期間分の掛金を還付します。

4. 夫婦ともに退職する場合

Q1 一方が健康保険制度がある再就職をし、配偶者は再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A1 再就職をする方は再就職先の健康保険制度に加入し、配偶者は再就職される方の被扶養者になれるか確認をしてください。
被扶養者になれない場合は任意継続組合員か国民健康保険に加入してください。

Q2 夫婦ともに再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A2 退職後の扶養の状況により、加入する医療保険制度は次のようになります。

- ▶ 夫婦ともに退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
 - ① 扶養される家族がいる場合
→夫婦ともにその家族の被扶養者になる。
 - ② 扶養される家族がない場合
→退職時の標準報酬月額の高い方が任意継続組合員に加入し、配偶者は任意継続組合員の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦の一方のみが退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
→被扶養者の要件を満たしていない方が任意継続組合員に加入し、被扶養者の要件を満たしている方は配偶者または子の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦どちらも退職後の収入が多く、被扶養者の要件を満たさない場合
→夫婦ともに任意継続組合員または国民健康保険に加入する。

退職後の医療保険制度の説明は以上になります。

このリーフレットの内容や、退職後の医療保険制度について、ご不明な点やご質問がある場合、下記までお問合せください。

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会事務局 教職員課 健康福利室内

 電話でのお問い合わせ
077-528-4554

 ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>